

# 「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択に

## 関する陳情書

### 討論要旨 陣矢幸司議員

昨年と今回の福祉文教委員会での同会派議員からの反対討論と同じような内容になりますので省略する部分がありますが、陳情書にある一刻も早い核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会が歩みを進めていくことを強く願うという部分についてはもちろん賛同いたしますし、同じ思いであります。

ただ、核兵器禁止条約は、第1条で核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇などの活動をいかなる場合にも禁止しています。現在、日本は、日米安保体制の下、アメリカの核の傘の中にいるため、安全保障の観点から核兵器禁止条約に賛成することはできない立場にあると考えます。核保有国について定められた期限までに国際機関の検証を受けて、核兵器を廃棄する義務を果たすことを前提に、核保有国にも条約に参加できると規定しています。核保有国が乗らないような条約になっている部分があることから、同調することが難しいと感じています。

日本政府は、従来の核兵器不拡散条約（NPT）には積極的に参加し、NPTの考え方で進め、尽力をしています。核廃絶というゴールは共有しており、どのようなプロセスを踏むかだと思っています。

以上の理由から、本陳情には反対といたします。